

文教福祉委員会

平成28年3月15日（火）
午前9時01分～午後5時17分
議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、
高柳茂樹委員、山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・教育委員会 東島教育長、西川副教育長兼子ども教育部長、江副社会教育部長
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○重松委員長

おはようございます。これより文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、審査日程に従い、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思いますが、審査に入ります前に注意していただきたい点を幾つか申し上げたいと思います。

まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明に心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費については、主なものを前年度と比較して、大きく変わったものを中心に説明をお願いいたします。

また答弁は、役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が答弁されますようお願いしておきます。

委員の皆様におかれましては、一度にたくさんの質疑をされますと、答弁がわかりにくくなりますので、ページ数等を示していただいた上で、1回につき2問ぐらいに絞っていただければと思っております。

審査後に付託議案に関連して、現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ていただきたいと思っております。

それでは、子ども教育部に関する議案に入りたいと思っております。

第1号議案を審査いたします。

議案を2回に区切っていきたいと思っておりますので、まず第3款から第10款1項までの議案の説明をお願いしたいと思います。

◎第1号議案 平成28年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出第3款関係分、第10款第1項 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第3款から第10款1項までの議案の説明がございましたけれども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたら、お受けしたいと思いますけれども、御質疑ございませんでしょうか。

○白倉委員

まず、もう1回説明をお聞きしたいんですが、237ページ、ひとり親家庭支援の分なんですけれども、准看護師が何かの対象になってというふうに、歳入のところでもちょっとお聞きしたんですけれども、今まで研修期間のハードルというのがあったと思うんですけれども、もう少しその内容を詳しく。

それと、以前は一旦、国の補助が打ち切られた時期があったんですね。今回、また復活していると思うんですが、国、県、市の配分が、2分の1、4分の1、4分の1でいいのか、ちょっとその確認ですね。

それと、この予算づけで希望者が全て満たされるような予算どりにしているのかというのをお願いいたします。

○久我こども家庭課長

ひとり親家庭への支援の母子家庭等高等職業訓練促進費等補助金ですけれども、まず、平成27年度までは、研修期間が2年以上の方に対し、2年間の生活費等の支援を行うというものになっております。課税世帯には月額7万500円、非課税世帯には月額10万円の支援をするということになっております。こちらが平成27年度まで、先ほど申しましたように看護師、介護士、介護福祉士等になっておりまして、准看護師が対象になっておりませんでしたけれども、平成28年度からは准看護師も対象になるということで、予算を組んでいるところでございます。

それで期間につきましては、平成24年度までは3年間の学習期間であれば3年間分出ていたんですけれども、平成25年度からは2年間に短縮をされたところです。今回、平成28年度からは3年間に戻されるということになりまして、正看護師の資格を取得するに当たっては、その全期間ですね、支給の対象になるということになっております。

4年間の大学に行かれる方においては、3年間の支給ということになっておりますので、その部分については、やはりどうしても支援がない期間が存在する状態にはなっております。

○白倉委員

詳しくわかりました。ありがとうございます。

国、県の補助の部分をお願いしたいのと、それと、今までいろんな希望も聞いてきたんですけれども、この予算で十分に見込みとして充足できる予算組みになっているのかどう

かについてお願いします。

○久我こども家庭課長

今回のこの事業につきましては、国からの補助金が4分の3出ておりまして、県からの補助はない状態になっております。

事業が要望どおりかどうかということですが、来年度の見込みといたしましては、平成26年度から引き続き3年目の方が4人、平成27年度からの継続の方が11人ということで、継続の方が15人。それと、平成28年度からの新規を11人見込んで予算組みをしております。ただ、准看護師の相談自体がですね、窓口の方で相談対応をしておりますもかなり多くなっておりまして、この准看護師を対象にすることによって、11人ではなく、もうちょっとふえるのではないかとということも予想されておりますが、その際には補正等の対応もしながら、皆さんが安心して学習できるような環境を整えたいと思っております。

○村岡委員

同じページで、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援補助金、これはたしか新規というふうにおっしゃられたと思います。中身として、対象は何人で想定されているのかということと、これは試験の合格というのが条件になるのかどうかということと、想定されている人数で割ると、金額が出ると思うんですけども、1人当たりの支援がどれくらいで割合になるか、教えてください。

○久我こども家庭課長

こちらのひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援補助金につきましては、高校卒業程度の学力を有するという試験を受けるための補助でございまして、通信制の高校は該当しないということになっております。本人が必要な単位を取得するに当たって、通信教育ということで受講された場合、受講されて、受講が終わりましたという時点で、受講料の2割を支給するということになっております。上限額が10万円となっております。そして、終了した後、試験を受けまして合格をされますと、受講料の4割を支給するということになっております。終了時の給付金と合格時の給付金、合わせて、上限額が15万円という設定になっております。

こちらにつきましては、国の補助が4分の3入っております、見込みといたしましては、終了時の給付金として2人程度、合格時の給付金として1人程度を予定しております。以上でございます。

○江頭委員

ナンバー8の資料でお願いします。

児童クラブ施設整備事業についてお聞きしたいんですけども、今回、赤松と川上が専用館の整備、そしてあと2カ所が余裕教室等の確保ということで、予定が平成31年まで記載をされていますけれども、まずもって、全体計画があると思うんですよね、先々何年までで完了するかということ、まずお願いしたいと思います。

○久我こども家庭課長

児童クラブの整備につきましては、先ほど申しあげましたように、事業計画に沿いまして、平成31年度に完了するという見込みで計画を立てております。

○江頭委員

今回、赤松と川上が専用館になっているんですけど、この専用館というのは、平成31年度までにほかに何館あるのか、それからですね、この選定については、待機児童の多いところからやっていくのかですね、その辺をもっと具体的をお願いします。

○久我こども家庭課長

専用館につきましては、場所的な敷地の問題もございますので、学校との協議をしながら進めているところでございまして、今のところの予定では、3館程度ということではございますけれども、利用者の状況等を見ながらですね、検討をしていきたいと考えております。

それと、先ほど申しあげましたように利用の状況等を見ながらということではございますが、まずは平成26年度に策定しました事業計画を基本にしながら、その利用の状況と、地区の開発で子どもがふえている校区もございまして、その辺の状況を見ながら、計画を立ててやっていくということでございます。

○江頭委員

要は平成26年度に全体計画ができていますね、どこをどう整備していくかということ。そして、平成27年度からやっていくということで、ただ、一つ最後に聞いたのは、今、待機の子どもたちが多いところからの選定順になっているのかどうかということ。よかったですら整備計画を資料で出していただければ、一目瞭然だと思うんですけど。

○こども家庭課こども育成係長

先ほどの分で追加といいますか、平成31年度までの粗方の整備計画は立ててはいるんですけども、例えば議員が言われるような優先順位としては、待機児童が多いところというところを最優先に、プラス学校の施設改修等も行われておりまして、そこと一緒に整備をしていくとなると、なかなか子どもたちが大変になるとかいう部分もあって、そういったところも踏まえながら、青写真的な整備の計画という形でさせていただいております。何年度にどこの校区というのを明確にはなかなか出しづらい部分もありますので、非常に難しいところでございます、資料としてお出しするところがですね。

あわせて、余裕教室も、ここは足りないであろうところを計画は立てているんですけど、学校との絡みとかがありまして、どこの教室を活用していくのかということも協議をしながらさせていただいている。ただし、計画の中では、もう足りないというのがわかっている部分がありますので、年度ごとにさせていただければなと考えているところです。

○江頭委員

それはわかりますけど、専用館の整備ということも、今ここでは出せないということですね。変更があり得るかもしれないということですね。

○こども家庭課こども育成係長

申しわけございません。そのとおりでございます。

○永渕委員

放課後児童クラブの件ですね、先ほどの資料の27ページの件でちょっとお聞きします。

児童クラブですね、受入可能児童見込数というのは、軒並みずっとふえていっているわけですけども、最近よく待機児童の問題になったときに、児童の受け入れ皿をどんどん確保する努力をするという話になるんですけど、その児童を見てくれる大人のパイが足りているのかが、いつも僕は情報が足りてない気がして、この児童館に関してもちっとお聞きしたいんですけども、現在、この児童クラブの管理をしてくれるような方——よく市報とかに載っていますけど——どういう形で募集をかけているのかというのがまず1点ですね。

もう1つは、それが、現在、佐賀市の中でちゃんと人数として足りている状況にあるのかというのが2点目をお願いします。

○こども家庭課こども育成係長

まず、1点目の指導員の募集形態でございます。

まず、一番大きなところでいきますと、1月に1カ月間をかけて子どもたちの4月以降の募集をかけます。そこを見ながら、うちの雇用形態が嘱託と日日雇用と有償ボランティアという形で3形態ございますので、同時進行で、まずは嘱託指導員は市報1月1日号で募集を一斉にかけます。その後、日日雇用についても、今年度中に募集をかけて面接を終わっていると。日日雇用、有償ボランティア、嘱託ともに、確かに足りてないという状況も一部ございますので、有償ボランティアについては、同じ時期にやりますけれども、市報での募集というのを、例えば、2カ月に1回とかいう形で、足りない状況に応じながら、随時募集をかけているというところでございます。

日日雇用については、年休等の絡みもありまして、年に1回だけ、年度初めからの雇用という形でやらせていただいているところです。

それと、2つ目の足りているのかというお話でございますけれども、確かに私どもが御説明する中に当たって、待機児童の解消と、4年生以上の受け入れという中で、2本の柱を持っておりまして、まずは施設の整備、部屋をふやすという部分が1つと、指導員の確保、子どもがふえれば指導員も当然ながら増員をしないといけないという部分もありますので、2つが整った時点ということで話をさせていただいておりますので、今のところ、一番多く指導員が足りないという状況があるのが、長期休業中ですね。平日であれば、2時から夕方までという形で、1つのクラブに2人配置、もしくは3人配置であっても、ローテーションでやっていますので、交替要員を含め5人、6人という配置をしております。その中

で長期休業中は、1日開所をしますので、午前、午後というローテーションで通常の2倍の人が必要になるということで、この長期休業中については、別の手段も考えながら、充足をしているところです。

○永渕委員

具体的な数値データとしては、今、それはあるんですか。

○こども家庭課こども育成係長

先ほど申し上げましたように、随時募集をかけながら、指導員をふやしていったりとか、夏休みであれば夏休みだけに限定した——一番いいのは学生のアルバイトというのも含めながらやったりしております、月ごとに指導員の数は変わっておりますけれども、今の時点でなべていくと300人程度の指導員を常時配置をしているという状況になります。

○永渕委員

先ほど学生の方をとという話もありましたけれども、次にお聞きしたいのは、例えば、先日、保育施設かなんかの話でしたけど、子どもにからしを食べさせたのを動画で撮っている方がいたというような報道があったりもしたわけなんですけれども、当然、雇い入れる側として、どんどん入れるのはいいけど、それが簡略化してくれば、どんな人間が入ってくるかというのがわからなかったりするわけですよね。そういう場合に、トラブルとかを見聞きできるようなシステムというのは、ちゃんと児童クラブにはあるんでしょうか。それを教えてください。

○こども家庭課こども育成係長

まずもって学生以外の通常の指導員の配置のときには、研修を私どもが実施をして、気をつけるべきこと、安全に配慮すべきこと等々を、説明会を開いて説明しております。

学生については、3大学と連携をしながら、そのこの教授、先生方とも一緒にしながら、募集もしていくし、研修もその中で実施をして、誰でもいいですよではなくて、まず、教育を志す学生を先生とともに連携をしながら募集をかけているというのが1つ。

あとはトラブル対応ですけれども、まずは研修をしながら、学生と通常の指導員が見ながら、両方でやってはいくんですけれども、本当は発生してはいけないところではありますけれども、もしトラブル等があった場合には第一報をすぐに入れるような形で、危機管理は整えさせていただいているというところであります。

○永渕委員

例えば、昨年1年間で、保護者間等トラブルがあったというようなことの件数とか、児童クラブで起こった子どもが絡んでのトラブル案件みたいなものの件数というのは把握されているんでしょうか。

○こども家庭課こども育成係長

今、私どもが把握しているもので一番多いのは、子ども同士のけんかとか、けんかにより消しゴムを投げてけがをしたとかいう生活事故という表現でやっております。その件数

というのは把握をしていますけれども、今のところ子どもたちのけが、けんか等があれば、保護者さんが出てこられますので、その中で保護者さんに説明をしていくという形になっております。件数となれば、生活事故と、こういう施設でガラスを割ってしまったとかいうものまで含めて、数年前からピックアップをさせてもらっていますので、その分でカウントをしながら、やっているというところです。

○永淵委員

件数を教えてもらっていいですか。

○こども家庭課こども育成係長

一番直近の分でございます。平成28年2月26日現在、うちに報告が上がっている件数は、子どもの事故で127件、指導員の分まで含めた総件数でいきますと136件ということで把握をしております。

○白倉和子委員

関連なんですけれども、放課後児童クラブの大人の体制のことで私もちょっとお聞きしようと思っていたんですけれども、職員のスキルアップなんかで、嘱託配置指導員に今、力を入れられているんですけれども、例えば、赤松だったら登録人数90人に対して嘱託配置指導員が4名いらっしゃるんですね。兵庫だったら123名登録しているけれども、嘱託員ゼロとか、4名おられるところとか、ゼロのところとか、東与賀、久保田なら2人ずつおられるとかですね、その辺の配置のバランスですね、それはどうにもならないものなんですか。あくまでそこにいる指導員が何らかの研修を積み重ねて嘱託になっていくのか、そここのところの説明をお願いしたいんですが。

○こども家庭課こども育成係長

確におっしゃるように、前回提示をさせてもらった資料でいきますと、18校区で27名、赤松で4名とかいう形になっておりますけど、これは嘱託を配置する1年前から準備をしておりまして、うちの提案としては、まずは嘱託を配置するけれども、当初はそのクラブからの生え抜きを入れたいと考えていると。そこは状況もわかっているというのもあるので。1年間だけは経過措置という形で、強引には勧めませんと。一番多いのは、御主人の扶養に入っていられるという方が、嘱託になれば扶養から外れてしまうというのもあって、14万8,000円という月収は非常に魅力的と皆さん感じられているんですけれども、どうしても扶養がねということで、担当と私と、全クラブを回らせてもらった中で、1人ずつ面談をさせてもらって、そういった状況の中で強引には持っていけないと。ただし、1年間だけは立候補された方で、雇用の関係とかでされてないところは、以前、議員からもお話があったように、20代で学校を卒業され、資格を持っている方の就職先にならないかと。実はそういった受け皿にもなっております。二、三名、22歳ぐらいの学校を卒業したての人にも入ってもらっております。それで、非常にうまくいっているという事例もあります。

クラブの中で、生え抜きというのを一番重要視していたのは、やはりそういう職場でもありますので、女性間のトラブルとか、賃金の格差トラブルとかいうのもいろいろあったりして、ごたごたがあったらいけないというのを考えて、面談の結果、1年目だけは全クラブに配置をするようなことはしませんと。今、出ている希望数プラス募集数でいきますよという結果が27人というところになって、あとほかの嘱託が何をするのかというのを見ながら、翌年度募集をかけるときに考えてねというのを2年前に話をして、実は平成28年4月、来月から配置をできる指導員というのが現時点で41人。ほぼほぼ、数カ所を除いて26校区に嘱託を配置できるような形にはなっております。それは指導員に約束をしてきたとおり、急には変えないよと。でも、研修関係を嘱託のいないところも受けていいよと。来年度、全校区に配置をできるようになったときに一齐にいきましょうねというのをやっております、数校区配置はできていないんですけど、今回も追加で募集をかけたりしながら、ゼロのところがあるかもしれないんですけど、来年のこの時期には、再来年度の配置が全校区になるような形で考えているところです。

○白倉委員

はい、わかりました。扶養家族の収入の壁とか、いろんな問題があるんですが、私たちが常々言っている、指導員の身分保障という部分でも、十分ではないんですが、今後、推進していただくようお願いいたします。

それで、ちょっとこれは参考のために、今、4年生以上で放課後児童クラブに通われている児童は何名いらっしゃいますか。総人数で結構でございます。

○こども家庭課こども育成係長

平成27年12月末現在でいきますと、4年生が15人です。5年生が2人、6年生が1人となっております。

○白倉委員

順次いろんな計画で進んでいっているんですけども、4年生が15人で、5年生が2人で、6年生が1人ということは、人数には応えられていると、こう理解してよろしいでしょうか。

○こども家庭課こども育成係長

確かに人数的なものでいくと、すべてに応えられていないというところではありますけれども、昨年度から、まずは4校区は4年生以上、以前からあった2校区については6年生まで受け入れをされていまして、順次拡大をしていければなと考えております。

○高柳委員

資料番号8番の31ページ、補助区分について、4区分から16区分になりましたね。その経緯と、16区分になったその表があればいただきたいんですけど。

○中村学校教育課長

以前は、4区分といいますと、佐賀県内、それから沖縄を除く九州、それから西日本、それから東日本ということを見せていただいております。これを中体連の区分に合わせ

て変更させていただいております。ですから、16区分の中には、北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、そして、九州も佐賀県とほかの県にも分けております。

その資料については、後でお配りしたいと思いますが、後でよろしいでしょうか。コピーをしてお渡ししたいと思っております。

これの経緯につきましては、先ほどちょっと申しましたけれども、遠方になるほど費用がかかるということで、東京と北海道が同額というのはおかしいんじゃないかというようなこともありまして、遠方ほど高くなるようにしております。以上でございます。

○山口委員

対象大会の条件の中で、これまでが、教育委員会指定の大会ということで、恐らく中学校の場合、中体連だけだったと思うんですが、今回から学校教育活動の一環として開催される部活動等の大会と、ちょっと幅ができたのかなと思っておりますが、この等というのは具体的にどういったところを想定されているのでしょうか。

○中村学校教育課長

この部活動というのが、必ずしも中体連の中で部活動で行われていない部分もあるんですね。例えば、中体連の大会には入っているけれども、その学校に部としてあっていないようなものもあるんですね。ただし、中体連の大会にその学校の子どもが出場する場合には、一応部活動という形での出場というふうな形になります。そこの学校に部がなかったとしてもですね。例えば、水泳部がない、空手部がないとしてもですね。それから、小学校で金管バンドとか、そういう学校のクラブ活動としているものもあります。合唱とかですね。そういうものも部活動ではないんですけれども、この補助対象になるということで、等という形でさせていただいております。以上でございます。

○白倉委員

資料5の427ページのエネルギー教育支援事業補助金の部分ですけれども、これは内容的に以前からちょっと変わってきているんですが、今年度の内容を教えてください。

それともう1点、学校教育における特別支援学級に対するiPadといいますかね、そういうふうなものの利用というのが、今度から推進されるんですが、どこにどれぐらいの台数入るものかという御説明をお願いいたします。

○中村学校教育課長

後半の部分の御質問については、あとの10款2項のところの説明があるんですが、そのときでよろしいでしょうか。

○重松委員長

はい。

○中村学校教育課長

前半のエネルギー教育支援事業補助金につきましては、各学校で行います理科の授業等で使いますいろんな実験機器とかですね、そういう備品等の支出ということで、今年度は

希望します4校に支出をさせていただいております。

ですから、例えば、どこかエネルギー教育に関係するところに見学に行くためのバス代とかが以前はあったんですけど、最近はそのようなものへの支出ではなくて、エネルギーに関する理科の実験材料、そういうものに使うための費用として申請がっております。以上でございます。

○松永憲明副委員長

421ページです。ここに事務局費の嘱託員報酬というのがあって、学校事務と図書館事務というふうに言われましたが、学校事務及び図書館事務はそれぞれ何人いらっしゃるのか教えてください。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

事務局経費の嘱託の分でありますけど、まず、学校事務嘱託につきましては43名、学校図書館嘱託につきましては51名、残り学校事務員嘱託が34名計の128名になります。

○松永憲明副委員長

その中で、図書館事務51人というのは、51校全校に配置されているというふうに理解していいわけですかね。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

全校配置でございます。

○松永憲明副委員長

それで、図書館事務の方なんですけど、例えば、学校事務員と併任されている方がいらっしゃいますか。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

併任はございます。

○松永憲明副委員長

何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○重松委員長

わかる方がいいですよ。人数はなかなかわからんから、ちょっと時間がかかるやろう。

ちょっと時間がかかりそうです。

○松永憲明副委員長

配置の仕方なんですけれども、経験が余りない方を、例えば、小さな学校に配置されて、図書館事務と学校事務と両方されているところがもしあるとすれば、かなり負担がかかっているんじゃないかなというふうに思うんですよね。そこら辺の配置の状況が、経験だとかそういったものも勘案されて配置されているものかどうかと思ってですね、いろいろ話を聞くもんですからですね。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

後半の配置の配慮といたしますか、そこら辺については当然、併任校でありますので、一

定程度、ほかの学校で経験をされた方たちを配置させている状態であります。基本的には、今、嘱託員の任期5年の中で、基本的には原則3年ぐらいをめどに、1回異動をかけております。その中で、特に、併任校につきましては、一定の経験を持たれた嘱託員を配置していきたいと考えております。

○重松委員長

そしたらあとは、人数やったっけ。後でいいですよ、わからなかったら。ほかに。

○村岡委員

223ページの緑化推進課のほうですけれども、児童遊園地への補助金ということで、遊具ということで、自治会管理というふうにおっしゃったと思うんですけれども、何カ所で、それは公園の規模によって金額が違うのか、一律なのか、教えてください。

○酒見緑化推進課長

箇所数については、また後ほど御答弁したいと思います。

補助につきましては、新設が上限15万円、保守が9万円ということで、50%を市が負担、あと残りの30%を社会福祉協議会が負担して、地元負担が20%となっております。

○緑化推進課参事兼副課長兼公園係長

件数といたしまして、平成27年度が11公園の申請を受け付けしております。以上です。

○村岡委員

今、申請ということだったので、その申請があったところに対応していくということで理解してよろしいですか。

○酒見緑化推進課長

申請があったところに補助をしているところです。

○松永憲明副委員長

427ページの心の教育充実事業と教育環境整備事業で、まず、心の教育充実事業の、嘱託員、適応指導教室指導員、そういったところの説明と人数を、もう少しわかりやすく教えていただけませんか。

○中村学校教育課長

心の教育充実事業としましては、まず、適応指導教室としてくすの実がございます。くすの実には、所長を含め指導員が3名おります。それから、受験期になります年度の後半については、1人増員をさせていただいております。

それから、各学校の不登校等の対応をしますサポート相談員というのがあります。これは学校での対応もですけれども、各家庭を回って、子どもたちの状況を把握したり、相談をしたり、それから保護者と面談をしたりするものですが、これが6名おります。

それから、それ以外の学習支援とか、それから、ITを使いました、ひきこもり等の子どもたちへの支援等については、スチューデント・サポート・フェイスのほうに委託をさ

せていただいております。以上でございます。

○松永憲明副委員長

適応指導教室のところが3名プラス1ということですね。それから、指導相談等委託料のところが……どういうふうになっているんですかね、そこは。

○中村学校教育課長

427ページで御説明をさせていただきたいと思います。

心の教育充実事業のその他の下に1つ目のポツ、嘱託員報酬というのがありますが、これにサポート相談員が入っております。

2つ目の適応指導教室指導員報酬が、先ほど言いました3名と繁忙期にプラス1になるものがございます。

それから、指導相談等委託料というのがスチューデント・サポート・フェイスになります。

それから、一番下にスクールサポーター業務負担金というのがありますけれども、これは県のほうからスクールサポーターを3名派遣していただいておりますが、1名分は県の負担ですけれども、市のほうで負担をさせていただいている残り2名分の費用になります。以上でございます。

○松永憲明副委員長

その下の、教育環境整備事業なんですけど、これもポツのところ、もうちょっと人数を含めて説明をいただけませんか。

○中村学校教育課長

それでは、ここも、その他の下のところを1つずつ申し上げます。

まず、嘱託員報酬というのが、先ほど申しました発達障がい児等の相談業務になります。ひまわり相談室に3名の指導員を配置しているものがございます。

それから、心身障害児教育嘱託員報酬は、学校教育課内に配置しております特別支援教育担当の嘱託職員2名のものでございます。

3つ目の心身障害児就学指導委員会委員報酬というのは、これは教育支援委員会で話し合いをしていただきます委員の皆様への報酬になります。

それから、その下の生活指導員報酬は、生活指導員72名の報酬になります。

そして、その下はALTの委託料ということになります。以上でございます。

○松永憲明副委員長

そうすると、特別支援学級に新たにつけた分は別で、ここには出てこないということですか。

○中村学校教育課長

特別支援学級支援員13名につきましては、ここに含まれておりますが、日々雇用職員なので、項目として上がってないというだけでございます。

○江頭委員

資料ナンバー8の28ページの私立保育園等整備助成経費について、これは、要は今の状況の中では、申請された中において、国庫支出金とか県支出金が出るという形なんですかね。国庫支出金とか県支出金の枠内にこれをおさめないといけないということなのか、まずその辺を。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

各園のほうから話がありまして、その中で基本額とかそういうものがございまして、通常であれば、国・県で2分の1補助、それから市が4分の1補助、それから事業者が4分の1負担というふうになります。加速化プランであります。国が12分の8、それから市のほうが12分の1、それから事業者が12分の3という割合になりますので、市の持ち出しとしては、市債の分と一般財源の分で約9,000万円という形になります。

○江頭委員

ここにも出ているんですけど、例えば、創設となると、かなり大きいですよ。そして、今回、エミール幼稚園もかなり大きな定員増になっているんですけど、例えば1園が何名ふやしたいというのがずっと出てきた場合に、この調整は市がされるんですか、それとも園の増設の中の人数でもっておさまるかどうかということなんですか。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

平成26年度に子ども・子育て支援事業計画というのを立てまして、佐賀市を北部、中部、南部というふうに地区を分けまして、そこでの平成31年度までの保育の需要と供給、そういうのを一応計画を立てております。その中で実際に需要と供給を見ながら、話があったところについて、各園と調整をさせていただいて、最終的には子ども・子育て会議というものがございまして、そこに整備の内容とかを一応かけまして、その意見をもとに、また各園と調整をさせていただくということにしております。

○江頭委員

平成26年の整備計画であれば、今回これを見ると、エミール幼稚園、おへそこども園という今度新設になるところは、中部地区ですよ。北部地区のほうのはるかに待機児童が多かったのに、ここに二百何十名という、これが来ているわけですね。そうすると、計画的な判断からすると、中部はそんなに待機児童が多かったのかと。北部の新設だったらよくわかるんですけども、こういうことはどう判断すればいいんですか。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

待機児童に関しましては、中部地区が相当多いという現状でございます。

○江頭委員

そうすると、平成26年度の待機児童対策にのっとってやるということで、例えば南部の中で、かなり大きな定員増を図りたいと言っても、それは一応その計画の中に組み込まれないというふうに判断していいわけですね。

○一番ヶ瀬保育幼稚園課長

待機児童の状況からすると、南部に大きい施設をつくるというのはなかなか難しいような状況でございます。

○重松委員長

よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、これで質疑を終結します。

積み残しの分の、まず、人員の件ですけど。

○教育総務課参事兼副課長兼総務係長

教育総務課のほうからでございますけれども、嘱託員で学校事務と図書館事務を兼務している学校につきましてでございます。

小学校4校、中学校2校でございます。

小学校4校の内訳といたしましては、三瀬小、松梅小、北山東部小、大託間小でございます。

中学校2校につきましては、三瀬中、松梅中の2校でございます。以上でございます。

○重松委員長

よろしいですか。

あとですね、積み残しで資料請求の分ですけれども、各種大会のですね。それはきょうじゅうに、ここに持ってきますか、棚入れしますか。委員会だけでよろしいですか。

(「全議員」と呼ぶ者あり)

そしたら、棚入れで結構ですから、全部入れとって。じゃ、お願いしておきます。

10分間休憩いたしますので、10時30分から再開いたします。しばらく休憩いたします。

◎午前10時23分～午前10時30分 休憩

○重松委員長

そしたら再開いたします。

次に、第10款2項以降と債務負担行為の説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成28年度佐賀市一般会計予算中、第1条(第1表)歳出第10款関係分(第2項以降)、第2条(第2表)教職員用情報機器借上料、小学校教育用情報機器借上料、中学校教育用情報機器借上料、学校給食調理等業務委託料 説明

○重松委員長

ただいま第10款2項以降、債務負担行為の説明がございましたけれども、この案件につきまして、委員の皆さんから、何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、何かないでしょうか。

○白倉委員

資料5の435ページと449ページ、これは小学校と中学校で共通の質問なんですけれども、特別支援学級にタブレットということなんですけど、これはモデル校を2校選定してということで、これから選定もあるんでしょうけれども、障がいを持っておられる児童によっては、タブレットに対する能力の発揮の仕方というのは全然違ってくると思うんですね。そのあたりはどういうふうに考えておられるのでしょうか。もういっそのこと、教育の機会均等というようなことを考えれば、すべてに配置してもいいんじゃないかなという考えのもとでの御質問でございます。

○中村学校教育課長

実際、タブレットパソコンを、例えば国の予算とか、それから学校予算等で幾らか配置されている学校がございます。その中で、いろいろと実際に検証をされていて、こういうやり方を使ったら非常に効果的だとか、こういうやり方を使ったら、まだ子どもたちの実態に合っていないとか、そういうことが少しずつ出てきております。それぞれの子どもたちの実態に合わせた使い方というのが必要になってきますので、一律に全部配置しても、なかなかそこら辺の活用の仕方が難しいのではないかとということで、まずはモデル校でこういうやり方をしたら非常に効果的だとか、この障がいの子どもたちには、こんなやり方が非常にベターではないかとか、そういうことを検証しながら、少しずつほかの学校にも広げていくというような形をとらせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○福井委員

今、障がい児用のタブレットということで、2校で予算額は290万円ということが決まっていますよね。ただ、よく聞くと、人数は決まっていないというふうなことになってきたときに、その290万円の積算根拠はどうなっていますか。

○中村学校教育課長

これにつきましては、子どもの人数に合わせてさせていただくようにしておりますので、全体の3分の1程度というふうに考えております。これは、子どもが交流学級に行って、特別支援学級にいない場合がありますので、交代で使うことによって、数が1人に1台なくても使えるのではないかとということもあります。

それから、障がい児によっては、お互いに教え合いながら使うというような場合も出てくるのではないかとというふうに考えて、1人1台ではなくて、ある程度台数を制限した中で、有効活用できる方法を考えていこうというふうに考えております。

それから、大体の数というのは、こちらのほうで限定をさせていただいているんですけれども、例えば、余りにも人数が多過ぎると、担任の指導等が非常に厳しい場合もあります。それから、少な過ぎると、いろんな障がい児の子どもたちに応じた使い方というものの検証ができない部分がありますので、人数というのはある程度こちらでこれくらいの人数という、この予算の範囲内で考えられる人数で考えていきたいというふうに思っております。

ます。

○福井委員

ということは、この290万円であるとする、何人ぐらいの数を見込んでありますか。台数を含めて。

○中村学校教育課長

現在のところ、小学校ではタブレットパソコンを12台、中学校では11台というふうに考えております。

○福井委員

ですから、人数。その人数で入れかえを含めて大体どれぐらいの規模で考えていますかということ。

○中村学校教育課長

児童・生徒数につきましては、2校で小学校は27人、中学校は21人を限度と考えております。

○永渕委員

資料5番の442ページの若楠小学校大規模改造事業なんですけれども、平成29年9月に1期工事が完了、平成30年6月に2期工事が完了、平成31年3月に完成予定ということですが、エレベーターですね、今ないんですけれど、1階から2階に上がるエレベーターの設置の使用開始をどのくらいに予定されているか、教えていただきたいんですけれども。

○教育総務課職員

若楠小学校につきましては、2期に分けて工事を進める形になっております。第1期のほうが想定としましては、管理棟側のほうから工事に入りたいと思っております、そちらの管理棟のほうに、先ほどおっしゃられましたエレベーターをつける予定にしております。管理棟のほうの工事が完了した後に、エレベーターの利用開始が可能かと思っております。

○永渕委員

そしたら、1期工事が平成29年9月に完了予定ですが、それ以降は使用できると考えていいですか。

○教育総務課職員

9月以降は利用可能と考えております。

○山口委員

8番資料の30ページ、学校空調機整備事業なんですけど、平成28年度に8億2,000万円計上されておりますが、これは平成28年度中学校16校分というふうな見方でよろしいでしょうか。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

中学校16校分の経費であります。

○山口委員

そしたら、委託料の2,800万円、これは何をどういうふうな委託をされるのか、それと工事費で7億9,000万円というのは、当然、エアコンがその分の台数あるかと思いますが、この発注方法等はどのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○教育総務課施設係長

発注方法につきましては、一般競争入札になるかと思います。大体4ブロックに分けて発注をしたいと考えております。

委託につきましては、工事の管理業務になっております。

○山口委員

4ブロックに分けてということで、これは、エアコンそのものを教育委員会として購入してどうこうということではなくて、4ブロックで電気工事として一括で発注されるという意味合いでよろしいんですかね。

○教育総務課施設係長

はい、そのとおりでございます。設計の中にエアコンも含んで発注をしたいと思います。

○白倉委員

今の学校の空調なんですけど、ここに整備スケジュールを書き添えていただいておりますが、これに関する資料を請求したいんですが、予定校ですね、よろしくお願いします。

○重松委員長

資料請求ですけれども。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

中学校は一斉にいたしますので、小学校の9校についての予定でよろしいですか。

○白倉委員

一応、順次ということなので、平成30年度、あと、改築予定のない小学校が一番最後になるんですね。そこの一連のスケジュールが思うんですが、それでお願いいたします。要するに、どこの学校が何年度に入っているかという一覧がいただければと思います。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

一応、北部、南部につきましては、旧34号線でほぼ分けているんですよ。今、読み上げてはいけませんでしょうか。

○重松委員長

どうですか、読み上げてよろしいですか。

○白倉委員

表としてはあるんでしょう。学校がまた変更するとか、何校かは予定しているけれども、変更するとか、そういう性質のものだったら読み上げで結構でございますが、予定されているなら、資料をいただきたいと思います。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

そしたら、予定校ははっきりしておりますので、資料として出させていただきます。

○重松委員長

きょう出せますか。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

一応、きょうの夕方までに出させていただきますよよろしいでしょうか。

○重松委員長

棚入れを全議員にお願いします。

ほかに。

○白倉委員

491ページの給食関係なんですけれども、ここに空調設備の予算が載っておりますが、学校給食に関しては、今回、私も一般質問する中で、いろんなところのお声を聞く中で、非常に労働環境がよくなってですね、空調がないので、足元に大型扇風機を置いて、汗を流しながらというふうなところもよくあったんですが、この辺の計画ですね。給食施設に関する空調整備計画というのは、なるべく急いでいただきたいなど、昨今の事情を考えましても思うんですが、今回の予算はこれで、あとはどういうふうな計画にされているんでしょうか。これだけですか、今年度の予算は。

○梅崎学事課長

今年度につきましては、この改築と改修に伴って、空調設備が整っていないところについては整備をしていきたいというふうに考えております。

今後は平成32年度までに随時、改修・改築に伴いまして、空調設備を入れていきたいと思っております。

○松永憲明副委員長

489ページのフッ化物応用むし歯予防業務委託料なんですけど、昨年——今年でもいいんですけども——実施状況がどれくらいの子どもたちがやっているのか。小学校、中学校別をお願いしたいんですけど。

○梅崎学事課長

まず、小学校から申し上げます。

平成27年度で、全体で実施——これ希望者で行っておりますが——92.6%。人数もですか。

○重松委員長

人数わかりますか。

○梅崎学事課長

わかります。人数は1万1,735人です。これは小学校の分です。

○学事課保健体育係長

富士中学校と東与賀中学校で、合計131人でございます。

○松永憲明副委員長

そうするとですよ、この小学校の92.6%というのは横ばいなのか、減っているのか、ふえてはいないと思うんですけども、そこら辺、わかればお願いします。

○梅崎学事課長

生徒の数が変わってきていますが、平成26年度が93.5%です。その前の平成25年度が92.7%です。

○松永憲明副委員長

その効果というのがありますか。

○学事課保健体育係長

これはフッ素洗口だけの効果というわけではございませんが、虫歯の子どもたちが減っているという状況ではございます。あくまでその影響という形で限定はできないと思っています。

○松永憲明副委員長

そうすると、中学校では富士中学校と東与賀中学校が行われているということですが、ほかの中学校とこの2つの学校は差があるわけですか。虫歯については。

○梅崎学事課長

そこの辺の比較については、データーをとっておりません。

○白倉委員

学校図書に関してなんですが、449ページ、ここには中学校が載っているんですが、小・中学校通じてなんですが、交付税の算定基準の中に、学校図書費というのが一応確保はされているんですね。学校図書の中で、もうほとんど手をつけられないような古い図書とかをいろいろと随時、整理をしながら、この交付税をしっかりと使ってほしいというのが本来の考え方なんですけれども、佐賀市教育委員会としては、その交付税算定基準の部分はきちっと学校図書購入に充てられているのかどうか、そこのところをお願いいたします。

○中村学校教育課長

標準冊数というのがあるんですけども、それにのっかって充足をするようにしていますし、それから、古い図書については、順次廃棄をして、新しい図書を購入していただくようにしています。

それから、佐賀市の場合は、資源流通という、やり方をさせていただいておまして、佐賀市全体の図書が共有の蔵書というふうな形をさせていただいているので、市立図書館とか、各学校で使っているものも、資源流通で共有しながら、活用していくことで、有効利用をさせていただいております。

小学校については、全学校充足率を満たしております。

中学校については、数校、充足率を満たしていないところもあるんですけども、相互貸借等を含めると、この充足率は超えております。以上でございます。

○白倉委員

もう1点お聞きしたいのが、指針として交付税の算定基準の中に入っているのを、学校図書を買うんじゃないかと、例えば、以前にパソコンを整備したとか、他の部分に流用するとかいう事例もありましたけれども、そういう部分で充足率の部分はわかるんですよ。一応定められた額が、学校図書として子どもたちのために使われているかどうかという部分に関してはどうでしょうか。

○中村学校教育課長

パソコンについては、貸し出しの業務用に使われているパソコンを購入させていただいていますが、これは子どもたちの貸し出しにかかわるものというふうに考えております。それ以外のパソコン等については、図書室で利用するものには使わせてもらっていませんので、全額子どもたちの図書の充実のために使っているものと考えております。

○白倉委員

あと1点、429ページ、ここに小学校の光熱水費が1億8,000万円計上されているんですが、小学校の中で太陽光発電をしているところと清掃センターからの余剰エネルギーを引っ張っていっているところとあるんですけども、その辺のところをちょっと説明していただけないでしょうか。何校ぐらいが賄って——ということは、この中には計上されていないところがあるわけございましょう。お願いします。

○学事課学校支援係長

まず、49の学校で清掃工場で発電した電気を荏原環境プラントというところから購入をしております。

それで2校は、低圧の受電設備ということになっておりますので、そちらのほうはまだ荏原環境プラントが扱っておりませんから、そこは相変わらず九州電力のほうで受電をしております。

大体それでほぼすべての電気を賄っているわけですけども、発電という部分になりますと、1つは、屋根貸しという部分があると思いますけれども、ちょっとそちらほうは私、資料を持っておりませんが……。

○教育総務課職員

まず、学校で自家消費している分ということで、兵庫小学校と成章中学校の10キロワットの太陽光発電を設置しております。その分については自家消費ということになっております。

あと先ほど言われました、屋根貸しの分については、あくまで全量売電ということで、循誘小学校、神野小学校、高木瀬小学校、鍋島小学校、金立小学校、西川副小学校、金泉中学校、兵庫小学校、成章中学校、諸富中学校の10校については、学校のほうで消費というわけじゃなくて、屋根貸しということになっています。

○白倉委員

それで、清掃工場の分の荏原環境プラントから購入する分は、この光熱費の中に含まれていると、そういうふうに理解するわけですか。

それと、単価的には九州電力の場合とどうなるのかというのをお願いします。

○学事課学校支援係長

荏原環境プラントから購入しているものは、この予算の中の光熱費、電気代の中に小・中学校とも全て含まれております。

そして、単価につきましては、もちろん九州電力と単価が違いまして、基本料金と使用量に比例する部分がありますけれども、それをかけ合わせて金額を比較すると、大体9%ちょっと電気代が安くなるような計算になっています。

○村岡委員

資料番号4の8ページで債務負担行為、教職員用情報機器借上料ということで4億8,600万円。これについては、資料7の18ページで新規事業の教職員用情報機器整備事業ということで、今年度が1億5,670万円というふうに金額が出ておりますが、先ほどの説明で資料5の435ページで上げられた小学校7校と、449ページで上げられた中学校2校の整備ということで理解していいのか。それと、そうすると、金額が1億500万円ぐらいなので、あとほかはどの分がこの整備事業ということで含まれるのかを教えてください。

○中村学校教育課長

教職員用情報機器借上料につきましては、これは全小・中学校の教職員用のパソコンの分でございます。先ほどおっしゃってくださった小学校7校と中学校2校につきましては、その次の小学校教育用情報機器借上料と中学校教育用情報機器借上料になります。

小学校、中学校のは、パソコン教室に使います児童・生徒用のパソコンでございます。教職員用というのは、教員が1人1台ですね、業務用に使うパソコンのことでございます。

○永渕委員

資料番号5の445ページ、学校マネジメント支援経費の話の中で、小・中連携などの話を主にとということでした。このあたりを詳しく教えてください。

○学事課学校支援係長

小・中連携事業というのは、基本的には中学校のほうに配分するような形になっておりますけれども、いわゆる小・中のギャップ解消のための取り組みというのを学校のほうで推進していただくための補助のような経費になっております。

中身といたしましては、学校のほうでいろいろな小・中連携の取り組みというのがありますけれども、例えば、教師の方々の合同研修会であるとか、地域行事とか、部活動を通して小・中の生徒間の交流を図るであるとか、あるいは中学校の先生が小学校に行って授業をするとか、そういう相互乗り入れというのが実際あっておりますけれども、それらの経費の一部として使っていただいているような状況です。以上です。

○永渕委員

この事業は非常にいいなと思って聞いておりますけど、ずっと続いている事業なんですか。

○学事課学校支援係長

この学校マネジメント支援経費自体は平成17年度から開始をされております。その中で、小・中連携事業というのは、当初からあったと思っておりますけれども、正確には最初から小・中連携という枠があったのかどうかということについては、ちょっと私も存じ上げておりません。

○永渕委員

何校ぐらいが使っているか教えてもらっていいですか。

○学事課学校支援係長

小・中連携事業に限ってでよろしいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

小・中連携事業は、中学校18校のうち17校で利用していただいています。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で、こども教育部に関する議案審査を終了いたします。

なお、ここで3月31日をもって西川末実こども教育部長が退職されますので、ここで退職の挨拶をお願いいたしたいと思っておりますので、しばらくお待ちください。

◎西川こども教育部長退職挨拶

○重松委員長

西川部長におかれましては、いつも真剣に仕事を取り組んでおられる姿と、カラオケはプロ並みでございまして、本当に印象的でありました。長い間、本当にお疲れさまでございました。これからも、いろんな方面で活躍されますことをお祈りしておきます。どうもお疲れさまでした。

それでは、こども教育部の職員は退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

◎執行部退室

○重松委員長

委員の皆さん、どうしましょうかね。

(発言する者あり)

そしたら、ちょっと昼からしましょうか。そしたら午後1時から。

◎午前11時35分～午後1時00分 休憩

○重松委員長

それでは、これより文教福祉常任委員会を再開いたします。

その前に、午前中のこども教育部の中で、学事課のほうから答弁の修正の申し入れがあっておりますので、梅崎学事課長に報告をお願いします。

○梅崎学事課長

資料ナンバー5番の489ページになります。

学校保健費の中で、午前中に御質問がございましたフッ化物応用むし歯予防業務委託料に関しまして、小学校と中学校の実績人数ということでございましたけど、合算した数字を申し上げておりましたので、正式に申し上げたいと思います。

平成27年度の小学校の実績が1万1,584人でございます。実施率94%。中学校につきましては、平成27年度が151人でございます。

以上、訂正をお願いしたいと思います。

○重松委員長

質疑はよろしいですか。

○松永憲明副委員長

そしたら、もう一度確認ですけど、小学校は94%で上がっているわけですね。92.6%じゃないということですね。1万1,584人と。ふえてきている理由はわかりますか。

○梅崎学事課長

特別に理由はわからないんですけど、今のところ希望でしていただいておりますので、希望者が結果的に多かったということで、原因については追求しておりません。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、社会教育部に関する議案審査に入りたいと思いますけども、まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要でございますので、簡潔な説明を心がけていただきたいと思います。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費については主なもの、また、前年度と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いいたします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が答弁されますよう、よろしく願いしておきます。

それではまず、第23号議案について審査をいたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第23号議案 佐賀市青少年センター条例 説明

○重松委員長

ただいま第23号議案 佐賀市青少年センター条例について執行部の説明がございましたけども、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

○村岡委員

確認なんですけども、参考資料で出されている対比表ですね。県警少年サポートセンターを併設というふうに書かれていますが、図面にはないので、これは事務室の中にそういうコーナーというか、そういう形になるのか、ちょっと確認をさせてください。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

A3の資料がちょっと見にくいかと思いますが、赤色の部分、ここが困難を有する青少年等への支援の場として整備をしております。

この中の左の下の四角囲みの部分といいますか、少年センターという形で小さく入っていると思いますが、この部分につきまして、県警のほうに借用を行って、県警の少年サポートセンターが県警本部のほうから移転する予定でございます。

○村岡委員

そしたら、青少年に係る事業ということで、この新青少年センターになったときに、困難を有する青少年に係るという部分がふえているかと思うんですけど、その困難を有するという部分、何となく漠然とはわかるんですけども、具体的にどういう方を指しているのかという点と、そういう支援機関との調整ということですけども、新たにふえた中身になるので、それに対応したスタッフというか、いわゆる新たな人員として必要になってくるようなことになるのかどうか教えてください。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

困難を有する青少年ということで、今考えておりますのは、ニートとかひきこもり等の青少年関係の支援ということで考えております。

場所的には、先ほどの少年サポートセンターの上のほうに若者支援相談という格好で、一部屋整理していきたいと。

現在、専任補導員が3名おまして、子どもの電話相談、メール相談、面接相談などを受け付けておりますが、ここに新たに相談支援の専門員をNPOのほうに委託をしまして、1名配置をしていきたいということで、これは後ほど予算のほうで御説明をする予定でございますけど、1名専任の相談員を設置していきたいと。

あわせて、そこで相談を受けた中で、実際にどういう支援をするかというところで、今、スチューデント・サポート・フェイスとかでいろんな支援を行っておりますので、そちらのほうにつながをかけたり、あるいはこの少年サポートセンターと連携を図って支援を行うとか、あと、少年サポートセンターあるいはスチューデント・サポート・フェイス等がいろんな立ち直り支援関係の事業を行っておられます。そのときは、あちこちで場所を借りて行ってございますので、この青少年センターの会議室とか音楽室、調理室、この辺を使っていただいて、随時、そういう支援事業を行っていただくということを図って、そこに我々の相談のほうに来た人で、一歩進んで立ち直りのほうに入れるという方がいらっしやったら、そちらの支援の部屋のほうに仕向けるという流れを今現在考えているところでございます。

○福井委員

県警少年サポートセンター、これは図面では広いように見えるんですけど、今ちょっと言われたニートとひきこもりということではあるんだけど、運営体制を見ると、個人利用は17時までとは言いながらも、ただし、緊急時等はこの限りではないということで、まあ、いろんなことが予測されるような想定になってはいますが、1つは、県警少年サポートセンターに常駐されるのは県警の担当の方ということになるわけですね。その辺はどんなふうに予定されているのか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

県警の少年サポートセンターは、今、県警本部の中にございます。その中で県警の職員、あと嘱託の方がいらっしゃって、非行とか補導関係、それと立ち直り支援のほうをやっておられます。

ただ、県警本部自体にそういう相談とかで入りにくいという問題もございまして、今回この赤色の部分の下のほうに少年サポートセンターとして移転をしまして。我々は子どもたちの非行防止関係で巡回指導とかを行っておりますので、その中で立ち直り支援という問題もございまして、ここで連携をしていきたいと。

我々の困難を有する青少年の支援としては、この少年サポートセンターと隣接して——ここで言いますと上側ですね、この部屋にそういう専任の職員を配置して、連携を図っていきたいということで考えています。

現在、県警少年サポートセンターは、5人ほどの配置が予定されているところでございます。

○福井委員

まあ、感じとしては県警の職員の皆さんがそこに入ってこられて、一角を占められるという部分で、連携をとるといような表現をされましたけども、いわば市の施設の中に県警から入られるとなったときに、あそこはちょっと問題の部屋じゃんねというふうなことにならないように、いろんな面で連携などその辺をしっかりと、相談もしやすいような、あるいはまた、その辺の体制づくりをきちんとしていく必要があると思うんですけど、その辺の具体的なことについてはこれからということですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

県警とは、まず、県警の本部長のほうから一昨年要望がございまして、移転の関係で進めております。

具体的な内容につきましては、今、少年サポートセンターと、うちの青少年指導係のほうで整理をしております。最終的には協定を結びながら、具体的な活動もここでやっていただくとか、あるいはどこまで一緒に連携できるかというところは今後、詰めをしていきたいと考えております。

○高柳委員

使用料についてなんですが、多目的室が1時間につき360円、2分の1室が210円、この1時間につきという表現は、もし1時間30分だったというような場合、どういうふうに算出されるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

1時間を超えた場合には、切り上げて2時間となります。これは条例の規定の中で整理をさせていただいております。資料1の17ページになりますが、使用料の下のほうに備考という形で、1から5までお示しをしております。ここの4番で「使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす」という規定を整理させていただいております。

○白倉委員

数点お伺いします。

まず、青少年は30歳未満ということですが、これが公民館とかいろんな部分と同じような感じなら、例えば、減免の対象に障がい者団体なんかも適用されるのかどうかというのが1点ですね。

それと、青少年のための活動をしている団体、例えて言いますと、私が有明佐賀航空少年団をやっているんですね。ふだんのときだったら子どもたちもたくさん集まるんですが、幹部会議のときは、30歳以上の大人ばかりなんです。でも、目的はあくまで少年団の活動のいろんなことをするんですね。iスクエアビルがあるときはそのフロアを使っていたんですが、今は商工ビルで有料の部屋を借りてしているんですね。そういった場合の団体の活動——うちを一例に出しましたけれども——そこは無料で使えるという判断をしていいのでしょうか。

まず、その2点をお願いします。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

青少年関係団体としましては、今、的確にお答えできるのは青少年健全育成連合会とか子ども会とか、子どもたちの健全育成を主たる目的とした団体だと考えております。この青少年センターを利用するに当たっては、まず団体登録をしていただきますので、その中で判断をしていくことになるかと思えます。

ただ、公共的な形でもし利用をされる団体が、青少年以外の団体であったとした場合に、ここは今後の定めになりますけれども、減免措置関係でその他として特別に認めるかどうかというところは、今後の検討課題であるかとは思っています。

○白倉委員

今後の課題というところには、障がい者団体も含まれてのことですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

減免はできると条例のほうで定めておりますので、今後、運用の規定の中で、どういう形で減免をどこまでやるのかというのは、今後検討するというところでお答えしたところです。

○白倉委員

この条例には駐車料金のことについては全然触れてないんですが、駐車料金は無料と考えていいのかどうかというのと、それと、併設のバルーンミュージアムですね、あそこが有料になるわけですけども、どのような感じで駐車場の整理をされるのかというのをお願いします。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

まず、バルーンミュージアムとの複合施設という格好でうちのほうは整備をしております。

駐車場につきましては、バルーンミュージアムのほうで主体的に東側に駐車場を整理されております。青少年センターの駐車場も、当然その駐車場を利用するという格好になるかと思えます。

現在、考えておりますのは、青少年センターを利用される団体とか、個人については、減免なりの措置が必要だと考えておまして、具体的にどうやるかというのは、現在、バルーンミュージアムのほうと詰めを行っているところで、基本的には無料化の方向で検討していきたいと考えております。

○白倉委員

減免もしくは無料化ということになるんでしょうけれども、青少年を含めて関係する人が本当に必要なときに気軽に使えるように、そのたびに一々駐車料金が発生するようではやはり使いにくいので、無料化に向けてよろしくをお願いします。これはちょっと意見として。

それと、頭の中がちょっと整理できない部分が1点あるんです。

この図面を見ても、まず、困難を有する子どもたちのスペースがございますね。それと、くすの実に関しては今回の移転のときに切り離されているわけですね。それと、スチューデント・サポート・フェイスという一つの団体がありますね。そこはどういうふうに連携をとっていかれるんでしょうか、この青少年センターの中で。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

今の御質問はスチューデント・サポート・フェイスとの連携をどう図るかということでございました。

先ほども申しましたが、我々のほうは貸し館ということで、青少年の居場所、活動の場として整備をしております。スチューデント・サポート・フェイスは困難を有する青少年の立ち直り支援とかという取り組みを行っておられます。例えばですが、火曜日にパソコン教室とか、そういう形とかをいろいろとやっておられますので、それにここの場所をお貸しして、ここで実施をしてもらおうと。

それと、我々は相談の受付を幅広くとりたいと思っておりますので、スチューデント・サポート・フェイスのほうに委託をしまして、専門の臨床心理士の免許を持っている方と

かをこの窓口に配置をしていただいて、そこで相談も受ける。かつ、その方を通じた形でチューデント・サポート・フェイスとかと連携を図れるかなということで考えておるところです。

○福井委員

この施設の中には音楽練習室ということで2部屋ありまして、これはスタジオ仕様になっていると聞きましたが、ということは完全に防音室になっていると。青少年等以外の者の中には市中のいろんな音楽愛好者がいて、あそこがいいスタジオがあるよというふうなことになるって、どんどん出入りされるということもあり得ると。

それも、普通の子どもたちが楽器を使っているというよりも、本当にプロフェッショナルに近いような人たちが将来的には出入りする可能性もありますが、その辺は見込んでいらっしゃるでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

この青少年センターについては、現在も一般利用者がいらっしゃいますので、ここは継続をしていくということで考えています。

ただし、基本的には青少年の活動の場、支援の場でございますので、最終的には青少年——高校生とか30歳未満の方に活発な利用をしていただきたいと考えております。

ですので、青少年を優先とした予約関係を今後運用の中で整理をしていって、一般の方はあいている時間は活用できるという形で整理をしていきたいと考えています。

○福井委員

その辺のすみ分けをきちんと事前というかな、PRする段階でも、青少年優先だけでも時間があいているときはどうぞと。頻度からしてどうなのでしょうね。青少年がしょっちゅう使うのか、要するに市内でも一般の音楽愛好者の中にはなかなかスタジオがなくて、いいところがあれば使いたいと思っていらっしゃる方が随分いらっしゃるんですよ。いいスタジオがあるぞ、あそこがあるじゃないとなったときに、その辺の対応をきちんとしておかないと、あそこは一般を排除しているというふうになったらちょっと困ると思うんですよ。

その辺のことは頭の中に入れて対応しておいていただかないと、やっぱり多少問題が起るのではないかと思うんです。くどいようですけど、その辺はきちんと対応していただけるんでしょうね。再度確認します。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

使用料の設定におきましても、1時間につき1,020円にしておりますが、青少年のほうを半額にして、青少年の利用の活性化を図りたいと。

あわせて、青少年については、ここをスタジオとして使えますよというPRをしていきたいと考えています。

それと、さっき委員のほうからあったように、青少年が優先ですよという形で、ここは

基本的に先ほども申しましたけど、青少年の優先予約を図っていきたいと考えておりますので、そちらのほうで一般との区分け、整理をしていきたいと考えております。

○松永憲明副委員長

これはワンフロアを仕切って部屋をつくっていくわけですから、壁は当然かなりきちっとした壁になっているんじゃないかと思うんですけども、ちょっとまだ全然見に行ったことがないので、どういう状況なんですかね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

現在、私もまだ見に行っておりません。

きのうの経済部長の答弁にありましたように、まず解体と基礎のほうをやっておりますので、まだ内部のほうまでは手が回っていないと思っています。

それと、御指摘があったように、ここは会議室とかに部屋を区切っていきますので、音楽室とか音楽練習室については、防音にして音が漏れないような格好を図りたいと考えています。

多目的室についても、一部、防音化を図りたいということは考えておりますので、隣同士の会議室で若干の音漏れはあるかと思うんですけど、そこは注意した形で整備をしていくつもりであります。

○松永憲明副委員長

それで、エアコン等を当然入れていかなければならないだろうと思うんですね。そうしたときに、使用料はどういうふう考えられているんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的にフリースペースとか学習室とかは、通常の冷暖房でエアコンを入れますが、会議室関係については、個別のエアコンを設置いたします。

これについては受益者負担の観点で、おおむね1時間100円程度の実費負担という形でコインタイマーで整備をしていきたいと考えています。

○松永憲明副委員長

無料の場合でも、エアコンを使用する場合は、コインタイマー付きの機械で、受益者負担でやってくださいよということですかね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

公民館等もそのような形でやっておりますので、あわせてコインタイマーで利用される方が実費で利用するという形で整備をしていきたいと。ですので、冷暖房は有料という格好になります。

○重松委員長

よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようでございますので、これで質疑を終結したいと思います。

次に、第1号議案を審査いたします。なお、議案が非常に多いですので、議案を2回に分けて行っていききたいと思います。

まず、第10款第5項第8目まで議案の説明をお願いしたいと思います。

◎第1号議案 平成28年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出第10款関係分（第5項第8目まで） 説明

○重松委員長

ただいま第10款第5項第8目までの議案の説明が終了いたしましたけども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけども、何か御質疑等ございませんでしょうか。

○永渕委員

資料ナンバー5番の455ページ、市民芸術祭開催費補助金に関して、市民芸術祭のことをちょっと聞きたいんですけど、先ほど実行委員会ということでおっしゃってました。ち確認をしたいんですけども、市民芸術祭は音楽関係のイベントのほうが多いという印象を僕はちょっと持っているんですけど、実行委員会のメンバーというのは、舞踏であるとか、演劇関係者とか、そういう方は入っていらっしゃるんでしょうか、確認したいんですけども。

○宮崎文化振興課長

今言われました舞踊関係とか、演劇関係に特定した方は入っていらっしゃいません。そのかわりではありますけれども、今のメンバーとしては、文連の代表としてお一人入っていただいている方がバレエ団の方でありますし、あと、演劇の方はいないんですけども、美術関係の方にお一人入っていただいています。あとは全般的なところで、文化会館の常務理事である館長に実行委員として入っていただいております。

○永渕委員

市民芸術祭は収容人数のほうもふえてきて、いいと私もいつも認識して見てはおるんですけど、ただやっぱり文化芸術という点でいったときに、そういう演劇的なもので非常に頑張っている団体も佐賀には多いし、舞踊、舞踏とか、そのあたりの関係も。そういった意味では、実行委員会にそういう方がいらっしゃらないというのはちょっと寂しいなという気がするのと、そういう部分も充実していくように考えていただきたいと思っております。これは要望です。

○村岡委員

資料5番の457ページで、公民館改修の件で兵庫公民館と南川副公民館がありました。

兵庫公民館が屋根と壁ということですので、部屋の使用について支障があるのかどうか。それから、来年度でされるということなんで、スケジュールがあらかた決まっているかと思えますけど、そういうスケジュール的なもの。

それと、南川副公民館については、ステージですから当然部屋はその間使えないのかなと思うんですけども、使えない期間というのはどれくらい想定されてあるか教えてください。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

まず、兵庫公民館の部屋の内容ですけど、壁と屋根の関係でございますけど、雨漏り等々は今現在あっておりません。

ただ、屋根については色が剥げておりますので、その塗装関係をしていきたいと考えています。

それと、スケジュールについては、建築のほうと確認をさせていただきたいと思います。

今回予算を上げて、議決いただければ早目の対応をしていきたいと考えています。ただ、どのくらいの期間がかかるかというのは、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○村岡委員

今の状況で部屋が使えるかではなくて、屋根と外の工事をするのに、中の使用については、その期間中でも支障がないのかどうかということです。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

済みません、答弁が不足しております。

兵庫公民館は屋根と外壁ですので、中のほうは使えると思っております。この分についても確認を、後で御報告させていただきます。

ただ、南川副公民館についてはステージの改修でございますので、ある一定期間、使えなくなる期間が出てくると考えております。

○高柳委員

南川副公民館のステージの改修なんですが、1.2メートルという御説明で、今一般的につくられている公民館のステージの高さはどのくらいですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

一般的な公民館といいますと、我々が今整備計画で整備しています校区ごとの公民館で、30センチメートルでございます。

ただ、ここは大集会室が約100平米から100平米ちょっとということで、広さ的には南川副公民館の大集会場よりも狭いという状況です。基本的に公民館は30センチの高さで整備をしています。

○高柳委員

1.2メートルが高過ぎるということでの改修だと思いますが、事故等の報告があったんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

建設から4年目になりますが、現時点で事故があったという報告はあっておりません。

事前にテープを張ったり、あるいは溝を掘ったりして、危険を防止するといえますか、そ

ういう対策をとった上で、利用者についても、使用の段階で高いという御説明をして利用をしていただいているということと、あとは高いですので、余り多く使われていないということがございます。以上です。

○高柳委員

当然、建設のときは建設検討委員会等々で話されて、お互い了解のもとでの建築だったと思いますけれども、その辺の経緯を。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

南川副公民館の建設に当たりましては、建設検討委員会を地元のほうで設置をしていただいて、地元の要望等々を踏まえながら、市のほうで設計をして進めております。当時の建設検討委員会の中では、もとの川副公民館がステージ高が1メートルでございました。そこに、机とか椅子を収納していたので、同じように収納をしてほしいという要望がございました。

その中で市のほうとして設計をした中では、当時のテーブル関係が足を畳む形で収納するところだったんですけど、新しい公民館になると折り畳みになるということで、高さが1.2メートルになるという格好で御報告をして、少し高いという話はしております。

ただ、収納をするということを優先した中で、我々のほうとしても危険性を強く述べることができなかったということもあった中で、地元の要望を踏まえた上で整備をしたという経緯になっています。

一応そういう形で地元の要望もあった上で設計をして、1.2メートルという形をつくりました。

市のほうからちょっと高いですというお話をしたところがあります。ただ、安全性が絶対にどうかというと、現状が1.2メートルになった場合にどうなるかという、怖いとかというところまで踏み込んだ調査はできずに、そのまま地元の要望を踏まえて、市のほうとしても1.2メートルという形で整備を進めたものでございます。

○高柳委員

今回の改修はどこからの申し入れですか。それとも危険を察知するということで、行政のほうから申し入れての改修なんでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

完成後利用をしていただく中で、高いという御意見もございました。その中で、市のほうとしては、まずテープを張ったりとか、あるいは溝の対応をしております。

現実に我々も行って、ステージ自体の広さも通常の体育館よりも狭いということもあって、やはり危険性が高いということで、その辺を踏まえて地元の元の建設検討委員会のほうにもお話をして、建設検討委員会のほうからも下げていいというようなお話を受けて、あと、県の補助金とかの整理をした上で、今回1.2メートルという段階的にも4段か5段になりますし、上で御高齢の方とか、子どもが利用される場合、落ちた場合のけがの

心配がございますので、事故が起こる前に早急に安全性確保のために下げるべきだと市のほうで判断をしまして、今回計上をお願いしているところでございます。

○山口委員

別にうがった見方をするわけではないんですけども、これまでも例えば、今いらっしゃる白倉委員とか、よく一般質問でもそういうやりとりをやられていましたよね。

それまでのやりとりを聞いていたら、今、副部長がおっしゃったのは、どちらかというところから下げていいですかというような提案をしたみたいなのに私は聞こえたんですけども、そうじゃないでしょう、本当は。やっぱり向こうからそういう要望があったからこそ、ここまでやろうとしたんでしょ。その辺もう1回事実確認をしたいんですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

平成25年度以降、地元から怖いとか、利用しづらいという御意見がございました。

その中で前建設検討委員会のほうに高さの関係でどうかという再検討をしていただいて、下げてもいいというお話があって、新たに施設検討委員会というのを地元で設置をしていただいて、その中で御協議をさせていただいて、最終的には平成27年12月に地元から公民館を長く使うためにも、また有効に活用するためにも安全性確保の面から下げてほしいという要望書が出た中で、市のほうとしては判断しております。

○山口委員

ちょっと元に戻るのですが、改修工事で665万円、その中で工事費が540万円、備品が30万円とおっしゃいましたが、30万円の備品というのは何なのか、それと工事費の540万円というのは、あくまでその床の改修にこれだけの540万円もの費用がかかるのか、そこをお示してください。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

まず、備品でございます。この備品については、舞台幕でございます、ステージを下げますと、舞台幕が中途半端に、短く寸足らずになりますので、この舞台幕が30万円で交換をする必要があると。

あと、540万円の工事費につきましては、まず舞台を切り取りまして、高さを下げる、その舞台の上の部分をもた新たに設置するという関係の工事費でございます。

○山口委員

最後に一つなんですけど、もともと1.2メートルあったおかげでそこに収納できていた机だとか椅子だとかというのは、今度下がることによって、収納というのはどうなるんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

舞台を下げる上での課題でございました、その収納につきましては。

現在、地元のほうと調整した中では、机自体は折り畳みでございまして、使用しない

ときは、奥の裏側といいますか、集会場の後ろのほうに立てて置くと。

現時点も収納庫のほうが使いつらいという面もあって、収納されていないということであったもので、活用するときには机や椅子を使います。余った分については廊下のほうに出して活用するというので、地元のほうと協議をしまして収納はしないと。

ただ、現時点で収納のほうには畳が収納されておりますので、畳については収納可能な形で整理をしていきたいということで考えています。

○白倉委員

これに関しては予算がつくまでにいろいろと紆余曲折あったんですが、地元の要望で、もちろん建設検討委員会が開かれていたのはよく私も存じておりますが、市のほうからも設計のプロの方もその中に入られていたわけですから、その辺のところのアドバイスというのは、やっぱりきっちり——その奥行きと高さの関係ですね——アドバイスというのは必要だったんじゃないかなという感じはします。

それで、ちょっと質問ですけれども、この540万円と、備品が30万円で幕ですね。それと設計が95万円ですね。

舞台が低くなることによって——今は高いですから、ちょうど上がり口のところに車椅子の方なんかの昇降機がついておりますよね。逆に、あれがあるから非常に舞台に上がる時に出入りがこうこうなっているんですね。

低くなることによって、あの昇降機が取り払われるような予算もこの工事費の中に含まれていると理解していいのでしょうか。

○社会教育課職員

昇降用のエレベーターがございまして、あれは今回ステージを下げる前に撤去をして、ステージを下げる工事を行った後、現在は高さが1.2メートルまで上がりますけれども、それを低く調整するようにして、もう一度再取り付けをして、再利用するような形で今設計をしております。

○白倉委員

今回の高さをどれぐらいにするか、50センチメートルにするか60センチメートルにするのか、ちょっと私は結論はわかりませんが、今度は南川副公民館という位置づけの中で話されていると思うんですね。それで、そのところで、もう結論は出たんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

今おっしゃっているのは、具体的な高さを何センチメートルにするかということだと思います。

仮ステージを設置したりとか、他の公民館のステージの高さを見ていただいたりしております。

基本的に一番安全なのは、先ほど高柳委員からも御質問があったように、一般の公民館が30センチメートルですので、30センチメートルであれば安全確保ができると思うのです。

が、南川副公民館の状況を見ますと、そこについては30センチメートルよりも高くなるかなとは思っておりますが、どの高さが確実に安全だというところの問題もありますし、今回のところについては、今後、地元も理解して、うまく利用される高さが必要だと思うので、まだそこは詰めを行っている段階でございます。

○白倉委員

詰めを行っている段階ということは、まだ協議が続くということでしょうから、先ほど言いました車椅子用の昇降機の問題ですね、あれが低くなる時はスロープで十分間に合うわけですね。間に合うと思うんですよ、スロープで、普通の公民館と同じようにですね。

ただ、1.2メートルになったからあの昇降機が必要なものであって、あれを伴うことによって、非常に混雑しているというのは——舞台の向こう側には抜けられないようになっていきますから、片一方だけですから、上り口は——これは常々私たちは見てきていますので、その辺のところをしっかりと必要性も含めて協議していただけるようお願いいたします。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

先ほどスロープとおっしゃったんですが、基本的に公民館は30センチメートルでつくっています。30センチメートルだとスロープの長さが対応できると思うのですが、これが高くなると、スロープは物すごく長くなって、部屋の問題がございますので、高さによっては舞台の上に機材関係を上げる必要がございますので、現在リフトについてはお金もかかっておりますので、高さによっては有効利用を図るため、また設置をするということがあるかと思っております。

ここは地元との協議の中で、高さを整理する中で判断をしていく必要があるかと思っております。

○江頭委員

471ページの埋蔵文化財発掘調査費の件で、今るる説明されたんですけども、世界遺産に関する、要するに三重津海軍所跡に対する発掘調査の件で、県の支出金なんかが、実際に世界遺産になって、これまでの発掘調査費とどう違ってきたのかという点が1点。

それと、この発掘調査においては、県もかなり財政難で、要するに緊急性があるところにはつけるけれども、それほど緊急性がないところにはつけないという話も聞いているんですけども、その点で、実際この発掘調査費が県支出のこれまでの部分と平成28年度で、どう変わってきたのか、その説明をお願いしたいと思います。

○宮崎文化振興課長

調査費の推移は担当のほうから説明をさせていただきます。

県の補助金に関して言いますと、平成27年度の予算のときに、委員も先ほどおっしゃられたように、緊急的なものしかつけられないということで、私どもの事業で言ったら、市内遺跡の確認調査——民間開発で試掘調査をする分——そういうものは当然つけなければ

ならないだろうけれども、それ以外についてはちょっと緊急性がないということで、平成27年度については、本当にゼロ、全くつけられないものとかありまして、ただ、ちょうど世界遺産になるという年でもありましたので、そこは県のほうと調整をして、県はこれだけの枠内でどうにか佐賀市のほうで優先順位をつけなさいというお話でしたので、私たちとしてはやっぱり三重津海軍所跡が一番緊急度が高い——市内遺跡は別としてですね——ということで、平成27年度は三重津海軍所跡のほうに重点的に県の予算をつけるという形でさせていただきました。

来年度の予算については、県のほうともいろいろとやりとりをする中で、平成27年度のやり方はよくなかったというふうには言っていて、全体的に補助率は下がってはいくわけなんですけれども、これにはつけないとか、そういう形ではなく、補助率が下がった中でも、三重津海軍所跡の分についてもきちんとつけていただいているところです。

その調査費の推移については、担当のほうから。

○文化振興課職員

調査費の推移につきましては、その年の目標とする発掘規模によって変わってきますけど、平成27年度、それから平成28年度につきましては、先ほど説明がありました県費の補助の枠がございますので、多少下がってまいりまして、特に発掘調査報告書の部分を先に送るような形にしております。以上です。

○江頭委員

三重津海軍所跡に関しては、別にこの発掘調査に限らず違う部分もついているから総合的に見なくちゃいけない部分があると思うんですよね。

ただ、今、宮崎課長が言われた部分から言わせると、平成28年度の発掘調査の三重津海軍所跡のことに 대해서는、県は三重津海軍所跡が世界遺産登録になったんだということでもって、ある程度、佐賀市が要望する予算が通ったというふうに理解していいのかな、その部分はいかがですか。

○宮崎文化振興課長

県は、基本的には今18%という形でやっておりますけれども、去年は本当に緊急的なものしかその18%をつけないということで、最初は三重津海軍所跡もゼロだったんです。

ただ、それはちょっとあんまりでしょということで、じゃ、佐賀市のほうで優先順位をつけるということで、ほかのところをゼロにしても三重津海軍所跡につけたという形ですが、ことしはそれでこぼこがなく、ちょっと押しなべてという形になったということなんです。

三重津海軍所跡について、18%つけてもらっているかといったらそうではないです。補助率は若干——まだはっきりした数字を私どもは聞いておりませんが、補助率は下がっている、三重津海軍所跡を特別扱いしてもらったわけではないです。

○社会教育課参事兼副課長兼社会教育係長

先ほど村岡委員のほうからお尋ねがあった兵庫公民館と南川副公民館の利用ができるかというお尋ねですが、兵庫公民館については先ほど申し上げたとおり、外壁と屋根ですので、利用には支障がございません。

南川副公民館の工事期間については約4カ月ということで考えております。以上です。

○永渕委員

公民館の話なんですけど、公民館の話を住民にしていくような会議というのがあったというふうに聞いています。

今、舞台の話がありましたけど、これから公民館をつくるところで、建設委員会等をつくられてすると思うんですけど、要望なんですけど、必ずこういうことがあったということは一度お話をして、建設的な話ができるようにしないと、またその人たちの思いだけでとか……。やはり、しっかりそこは説明したほうが今後につながると思いますので、やこういうことが今後起きないようにしていただければと思います。それをつけ加えておこうと思いました。

○白倉委員

関連なんですけれども、南川副公民館の例もあった中で、今、建設途中の公民館で検討委員会の人たちが1回は現場を見るというふうな機会も設けているわけでしょう。その確認。南川副公民館のときに、途中で1回見られていたならよかったのという声が聞かれた中で、そこはどのようなふうに改善され、今回も反映されるのかというのをお願いします。

○社会教育課参事兼副課長兼社会教育係長

その後の建築につきましては——神野、春日北、あとは新栄ですね——途中で建設検討委員会の方に現場を見てもらうような形で進めております。以上です。

○白倉委員

今、公民館建設が5つ上がっているんですけど、久保泉、若楠、久保田、松梅、大詫間、その土地の特徴といいますかね、例えば大詫間公民館の場合は基本と実施設計が今年度上げられているんですけど、具体的に言いますと、大詫間は島の中で、とても土地の低いところで、従来どおりの1階建て、木造という中には当てはまらないつくり方というものも必要かなという意見がある中で、その辺も含めて十分にその意見が反映されるような設計になっているのですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

今回議決をしていただいた後で設計のほうに入りますので、まだ具体的などころまでは行っておりません。

自治会長とか、自治会の役員のほうとはお話をしております、あそこが両方を川に挟まれておまして、橋でしか避難路がないということで、高潮等の危険性が高いということで、これは消防、防災のほうと全体的な対策をどうするかというところを含めて検討する必要があります。

公民館につきましては、基本的に平屋で木造ということで、原則は置いております。ただ、この分については、敷地をかき上げする、あるいは基礎高を少し高くする、この辺の防災対策は公民館としてもできると考えております。ただ、公民館の機能を失った中で防災対策をやるかという、そうでなくて、公民館の機能は十分確保しながら対策をとる必要があると感じますので、これは地元と詳しく協議をしながら全体的な判断をしていきたいということで考えております。

○重松委員長

それでは、ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

続いて第10款第5項第9目以降の説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成28年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出第10款関係分（第5項第9目以降） 説明

○重松委員長

ただいま第10款第5項第9目以降の説明がございましたけども、この議案について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども、何か御質疑等ございませんでしょうか。

○白倉委員

図書館関係でお尋ねします。

資料5の477ページの市立図書館開館20周年記念関連経費で、漫画とかイラストの原画展という説明があったんですけども、予算としては765万円ほどついているんですが、これは、運営委託なんかはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

というのが、図書館を友とする会という組織がございますよね。あの方たちは、ことしが図書館20周年というのは今のところ全く御存知ではなかったんですね。だから、そういうふうなところとの連携も含めて、催事だけをどこかに外部委託みたいにするのか、どういふふうに考えておられるのか。できれば市民を多く取り入れるような催事になればいいなと思いつつ、質問いたします。

○右近図書館長

市としましては、開館20周年記念で、先ほど言いました原画展ですとか小説、エッセイ講座とか、そういうものを外部に委託をして行いたいと思っています。

片方で、市民、図書館を友とする会も20周年ということは御存じでして、自分たちの主催——図書館にも声をかけていただくとありますが、独自に記念になるような企画展をしたいということで、そういう動きは聞いております。

また、ほかにもピピンとかそういう団体も、できれば20周年にあわせて、記念になるような企画をしたいということは聞いております。

○白倉委員

そうしましたら、市内で活動されている図書館とゆかりの深い方たちの記念に何かされ

る事業関係は、この予算には全く含まれていないと。これは、ちょっと言ったら企画会社みたいところに外部委託するような関係の予算なんですか。

○右近図書館長

この予算につきましては、合わせて760万円ぐらいなんですけど、そのうちの360万円ぐらいがこの企画関係の予算になります。これは全て市が直接企画をして、運営については委託をしたいというふうに考えています。

○高柳委員

図書館のことで関連ですが、漫画とかそういう若者向けという提案が出ていますけれども、あそこは諸先輩方が将棋をされて、非常に活発な交流の場としておられますよね。

ぜひ、どうなるか考えていただけていいんですが、20年の記念という形で、1回切りの何々杯——佐賀市図書館杯とか、そういうものを提供することによって、ますます図書館利用者——その方たちには孫、子が当然おられますので、今以上の施設利用、そういう面からお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○右近図書館長

今、2階でされている囲碁、将棋のことだと思いますが、図書館としましても図書館を交流の場にしたいという思いはあります。

ただ、今は自分たちの趣味の世界で楽しまれていますけど、子どもたちに教えていただくとか、市民との交流をしてもらおうとか、そういうふうにしていただきたいという思いがありますので、これは来年度のことなんですけれども、例えば少年囲碁教室とか、それをしていただいた上で子どもの将棋大会ですとか、あとは大人の分も含めて、将棋大会をして、結局は趣味だけじゃなくて広く市民を巻き込んだ形で、そういう記念になる大会ができないかは今後検討させていただきます。

○永淵委員

図書館費の件ですけれども、20周年——先ほどから若者、若者というキーワード的に出てきてはいるんですけど、そういうキーワードでお話するに当たっては、若い方とよりよい図書館のための意見交換とか、そういうことはちゃんと今やっていらっしゃるんでしょうか。そこを確認したいんですけど。

○右近図書館長

図書館には図書館協議会というのがございまして、年に3回ほど開催しますが、その中に若い方もいらっしゃいますので、こうしたほうがいいよねというような意見はお聞きをして、実現できる分は実現できるようには努めております。

○永淵委員

若い方もいらっしゃるというのは、年齢層は。教えてください。

○右近図書館長

公募の委員が5名いらっしゃいます。それは図書館を友とする会の方とか、やっぱり図

書館に深い思いをお持ちの方で、そういう方が30代、40代でいらっしゃいますので、その方は公募の委員になります。

○江頭委員

20周年記念事業の説明で、館長は、若者の利用の充実と言われたと思うんですね。そしたら、その若者って大体どのくらいの層をターゲットにされているのか。

それともう1点、確かに佐賀市立図書館建設のときは、私たちは隣の地域で、本当にすごいなと感じたんですね。

この20年間見ている、私は図書館を使うほうなんですけど、合併してから見ても、図書館はほとんど変わってないですよ。それがいいのかもしれない、確かに変わらないのがいいのかもしれないけれども、20年がたって、図書館のあり方というのは、いろんな自治体で変わっていますよね、いろいろね。いい悪いは別として。20年がたって、そのまま、それこそ年配者のよりどころみたいだけになるのもまた変な話であって、僕はもうちょっと違う形のいろいろな意見が出てよさそうなものだと思うんですけども、予算もほとんど変わらない。今度の変った900万円ちょっとの金も20周年の経費だけなんですよ、ざっくり見たら多分。

何ら変わらないというところを、どういうふう考えられているのか、そのあたりはいかがなんでしょうか、20年を経過して。

○右近図書館長

今、20代、30代の利用者がかなり減っているんですね。平成8年がオープンですけど、それころから比べるとかなり落ちていますので、ターゲットといえば20代、30代というふうに思っています。

ですから、今回20周年を記念してのイベントについても、若い人が来やすいような原画展とか、エッセイ講座とか、そういうものを考えていますし、図書資料の充実にしても若い人が好みそうな本を特に今回は、例えば自己啓発書ですとか、それからもうちょっと若くはなるんですけど、英語の絵本とか、それからリスニングCDとか、そういったもので若い人たちの誘客をしたいと思っています。

それと、20年たって全然変わらないということなんですが、サービス計画というのをことし4月から作りまして、それに基づいて運営をしていきますが、やっぱり交流の拠点とか、あるいは住民の方のいろんな行政課題、生活課題というのがありますので、そういう課題解決のお手伝いになるようなこととか、それから、もちろん子どもの成長に役立つような施設にするとか、そういった目標を決めて、今後5年間は取り組みたいと考えております。

○江頭委員

この20年間で一番ピークのときの利用から見てどれくらい減っているんですか。

○右近図書館長

ピークのときは、たしか、貸出点数で300万点ほどございました。今200万点を切るぐらいです。ですから、3分の2分になっています。

○白倉委員

私はこの20周年というのは非常に重きを置いているんです、実は。余り活動はできませんが、図書館を考える会の一員でもあります。

例えば、行政側だけの案ではないんでしょうけれども、外部委託で漫画とかイラスト、それも結構でしょうけれども、かなりの予算がかかるわけですね。

それよりも例えば実行委員会をつくるとか、そういった方式で、常々活動してくれている方、そしてもっと若者とか子どもですね、図書館に親しむのは。そういうふうないろんな企画を総合的にこの20周年の中で考えられないものかなというふうに非常に思うんですけれども、いかがでしょうか。

○右近図書館長

来年度の20周年の企画についてのそういう実行委員会をつくる、つくらないというのはまだ決めていないんですが、当然、図書館の中でそういうボランティア団体の方もイベントをされますので、そこにうちもどれだけかかわれるのかという意味では、やっぱり話をしながらしないと、違う方向ではいけないと思いますので、そこは十分に連携をとる必要があるとは今思っています。

○白倉委員

十分に連携をとっていただいて、意見交換もしていただいて、図書館で常々活動されている方、私もよく存じているんですけれども、みんなそれぞれ予算があるなしにかかわらず、地道に活動されていますよ。そこには一切、20周年関連事業予算は割り当てられないと、ふだんどおりやってくださいという世界でしょ。そうじゃなくて、20周年についてどう盛り上げるか、結果、その予算がつく、つかんは別として、ほんと大きなところをお願いして、何かを持ってきて、それで予算消化をするんじゃなくて、これを合併した佐賀市全体、分室、分館はありますが、佐賀市民全体で佐賀市立図書館20周年——あれができたときには本当にいろんな方の視察もあり、誇れる図書館だと思っています、今でもね。だから、大いに盛り上げるような企画にぜひしていただきたいとお願いいたします。

○重松委員長

要望ですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

○松永憲明副委員長

同じページのところなんですけども、図書館を使った調べる学習コンクールですね、私は非常にいいことじゃないかと思うんですが、具体的にどんなやり方を考えられているんですかね。

○図書館職員

図書館を使った調べる学習コンクールについては、1つは、調べ学習の学習会と、あと講演会等の催しをまず考えております。

それと、地域開催のコンクールということで、一般公募もしくは学校、学級単位でも結構ですけども、調べる学習を図書館を使ってやった成果を応募してもらって、優秀賞については表彰をします。また、全国大会もございますので、こちらの全国大会にも、続けて参加してもらおうという形で盛り上げようというふうに思っております。

○松永憲明副委員長

そしたら、自分の学校の図書館活用ということでもよいということですね。

○図書館職員

もちろん、市立図書館だけではなくて、学校図書館を使った調べ学習でも結構です。

○村岡委員

資料5番の475ページで成人式開催経費、支所再編の関係等で190万円、委託料がふえていくというふうに捉えたんですけど、委託内容というのはどういったことですか。職員が今までやっていたようなことを委託してお願いするのか、そうであればその内容というのはどのようなことを想定されていますか。

○社会教育課子どもへのまなざし運動推進室長

委託の具体的な内容につきましては、まず会場の設営、そして、各会場で終わった後に、飲み物等を出した立食ティーパーティーを行っておりますので、そういった立食ティーパーティーに係る経費、こちらについては今までは教育課のほうで行って行っておりましたが、今回、社会教育課のほうですということ、そういった会場設営、そして運営にかかる部分につきましては委託をお願いしているところです。以上です。

○福井委員

ちょっと確認ですが、図書館の20周年のこと、全体的には図書館のレベルの問題とか開館のときの内容からいろいろ話があったんですけど、具体的に20周年記念としてやる場合に、例えば何月何日に20周年の記念式典をします。それで、そこにどんなイベントをするみたいなものというのは考えているわけですか。

その切り口として、どんとそこに何かの焦点を当ててやっていくというふうにするのか、あるいはただ20周年といったらあんと一定期間ですよとやるのか、その辺はどっちの考え方をしているんですかね。

○右近図書館長

記念式典は行いたいと思っています。8月8日開館ですけれども、8日は月曜日で、その前後になると思いますけど、いずれかに記念式典みたいなものは考えています。

そのほかに、やっぱりロングランで、こういう企画展については1年を通してということで、分散をして実施をしたいと考えています。

ただ、式典あたりには特に合わせて企画展をするなり、少し盛り上げようかなとは思っています。

○福井委員

まさに少し盛り上げようかなというのでいいのかなというのをね。これまでの歴史を踏まえていくと、図書館というのは、全国の各自治体から見ると、伸びるところはぐんぐん伸びていると。佐賀の場合はほんとやった割には、はっきり言って停滞しているという感じがするので、そういうイベントのときにも、せめて何か——例えば全国の図書館で、どういう方を呼ぶかは別としても——養老孟司さんと呼んで講演をすとかね、何かそういう目玉みたいなものを持って、1つ何かの企画をやっついていかないと、何となく、だらだらと一定期間ロングランでやってもさえないなということを思うんですよ。

だから、そういう点では、取り組み方の問題はもう少ししっかり考えていかないと、これは当初の予算ですよ、当初予算で今8月という、はっきり言って時間がありませんよ、やっぱり。だから、そういうことを考えていくと、大体こういうふうなコンセプトを持っているよみたいなことで臨んでいただかないと、図書館とはいえ教育委員会の問題ですから、その辺はしっかりとやっついていかないと、やっぱりぱっとしない結果に終わるような気がするんです。

やはり取り組み方について、私はもっと積極的かつ——これ予算がある程度かかっているとはいえ——しっかりと取り組んでいくような考え方をもう少し局内で頑張っていたかんと、ちょっと私たちは不安です、はっきり申し上げて。その辺は、どんなふうに考えられるのか。

○右近図書館長

やっぱり図書館が変わったというふうに、私どもとしても姿を見せたいという気持ちはありますので、できるだけ集中してできる分は記念式典あたりに集中させるなどして実施をしたいと思っていますが、一過性で終わるんじゃなくて、来館者の増につながるようなイベントなりを片方ではしないといけないと思っていますので、うまく兼ね合いを考えながら実施をしていきたいと思っています。

○福井委員

一過性と言うけど、もしそれだったら、今からPRしていいんじゃないですか。今年は20周年ですよと、前からずっとPRすればいいんですよ。そして、何か目玉になるような人を呼んで、これもずっとやっついていけばいいんですよ。

そういう皆さん方の取り組む姿勢というものをやっぱり最初から持っておかないと、これは続かないと思う。そのときになって慌ててやっついて、いやいや、これは我々はロングランでやるんだからと言っているけど、絶対それじゃうまくいかないよ。取り組みの姿勢というのを感じないから。その辺はしっかりと取り組んでください。

○東島教育長

確かに今おっしゃられるとおりで、市立図書館の表面的なものが確かに落ちてきている現実にあります。

ただ、小学校とか中学校との連携、ネットワークというのは、これは非常に充実してきておりまして、図書のお互いの貸借関係とか、子どもたちの調べ学習等に市立図書館というのは非常に活用されているわけですよ。こういうことはやっぱり地道な中身であって、なかなか表に見えてこないんですが、図書館は本当に意義がある存在と私は思っております。

ただ、今回の20周年というのは、確かにおっしゃられたとおり、早くから手を打って、中身はこれから検討するにしてもPRはやはりしていくべきだろうというふうに思いますので、早速その件については取りかかっていたいというふうに思います。

○松永憲明副委員長

485ページの社会体育の件なんですけども、富士しゃくなげ湖ハーフマラソン大会を富士町の体協で今取り組んでいるところなんですけども、予算的にも補助をいただいているのは非常にありがたいところでありまして、なおかつ今までは富士支所の方々にも応援を求めてやってきておったわけです。

今度4月から人員が半減する中で、富士町のほうの体協としても心配されている向きがあるんですよ。そういった点で、人的な助成というものについてはどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいんですが。

○山口スポーツ振興課長

確かに平成27年度から富士しゃくなげ湖ハーフマラソンという形でリニューアルをさせていただいて、取り組みを行っております。市のスポーツ振興課としても積極的にかかわらせていただいて、桜マラソンの姉妹大会みたいな位置づけで行っておりますが、基本は、この大会実行委員会でやっていただく内容としております。その実行委員会も前回、仕切り直しというような形にはなっているようですので、今後、どのような形で来年に向けて取り組んでいかれるのか、その際、支所の教育課がなくなるという形になりますので、今度は総務地域振興グループのほうにできる部分、地元でやっていただける部分は引き継いでいただいて、もっと全般的に市全体で取り組めるような内容につきましては、スポーツ振興課のほうも積極的にかかわらせていただいて、ぜひ継続していきたいというふうに考えております。

○重松委員長F

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたしたいと思います。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

なお、3月31日をもって定年退職されます右近正文図書館長の退職の挨拶がこれからご

ございますので、しばらくお待ちください。館長、どうぞよろしく願いいたします。

◎右近図書館長退職挨拶

○重松委員長

右近館長におかれましては、長年のお仕事お疲れさまでございました。どうか体に御留意して、頑張っていたいただきたいと思います。

なお、今後も忙しいと思いますけども、まだ20周年記念式典等ございますので、これからも図書館行政発展のために頑張っていたきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。どうもお疲れさまでした。

それでは、これもちまして社会教育部は終わりますので、社会教育部職員の方は御退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○重松委員長

委員の皆さんにちょっとお諮りいたしますけども、社会教育部の議案審査が終わりましただけども、本日の審査に関して、現地視察の御希望の方はいらっしゃるでしょうか。

そしたら、ないということよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

実は昨日、少年スポーツのあり方について、決議案が出ているようでございますけど、この協議をしたいんですけども、議会事務局のほうから事前の話し合いをしたいということでございますので、ここで一時休憩して、また再開しますので、会派室のほうに控えておいてください。

◎午後3時13分～午後3時40分 休憩

○重松委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

昨日、少年スポーツのあり方について、決議案の今後の取り扱いについて委員の皆さん方の意見をお聞きしまして、まず3会派から、ちゃんとした決議案文が出たらどうするか、それを協議していこうということに昨日なりまして、その案文が提出されましたので、協議に入りたいと思います。

(「委員長、その3会派ってどこ」と呼ぶ者あり)

3会派ですか。自民市政会、自民政新会、それと公明党、3会派です。

◎「少年スポーツのあり方」に関する決議案」に関する委員間協議

○重松委員長

そしたら、正副委員長と事務局でたたき台を作りますので10分ほど休憩します。

◎午後4時25分～午後4時43分 休憩

○重松委員長

そしたら、再開いたします。

先ほど修正案がいろいろ出されましたけども、一応ここに5つにまとめてあります。これをまた協議していきたいと思います。

◎「「少年スポーツのあり方」に関する決議案」に関する委員間協議

○重松委員長

そしたら、もう一回事務局、修文をつくって。休憩します。

◎午後5時00分～午後5時13分 休憩

○重松委員長

再開いたします。

◎「「少年スポーツのあり方」に関する決議案」に関する委員間協議

○重松委員長

本当に委員の皆様様の血のにじむような努力、また涙ぐましい頑張りでどうにか決議案ができ上がったわけでございますけども、これを会派に持ち帰っていただいて、あしたの研究会終了後、もう一回ですね、協議したいと思います。各会派の意見をですね、それで決めていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、一応持ち帰って、会派で一応協議してください。

それでは、以上をもちまして文教福祉委員会を終了いたします。

あしたは午前8時50分から再開しますので、おくれないようにお願いいたします。